

## 京都海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月21日(木) 午後2時00分～3時05分
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3 出席者 京都海区漁業調整委員会

	会 長	葭矢 護
	副会長	八木 一弘
	委 員	津田 嘉春
	委 員	川崎 芳彦
	委 員	狩野 安德
	委 員	石倉 尚正
	委 員	村岡 繁樹
事務局	局 長	井谷 匡志
	次 長	井上 太郎
京都府水産事務所漁政課	課 長	戸嶋 孝
	主幹兼係長	宮嶋 俊明
	技 師	水谷 昂栄
京丹後市海農林水産部業水産課	主 事	松尾 泰典

#### 4 議事事項と結果

第1号議案 知事許可漁業における制限措置等について(諮問)

… 諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望について

… 日本海ブロック(青森～山口)から提出された要望をとりまとめた内容を審議した結果、今回の委員からの意見を踏まえ、ブロック内の漁業調整委員会と協議し、全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望としていくこととした。

## 5 議 事

井谷局長

委員の皆様、関係者の皆様におかれましては、お忙しいなか、御出席ありがとうございます。委員会開催にあたり、冒頭に、京都府から毎回新型コロナウイルス感染症の話をしておりますが、府内の新型コロナウイルス感染症も落ち着き、京都府では、「新たな日常」とし、通常生活、経済をどう進めて行くか舵を切り出したところです。

11月6日からは、京都の水産の一大イベント、ずわいがに漁の解禁があります。また、定置網も秋漁が今後良くなればと思っています。

ずわいがに漁ですが、先ほど、ズワイガニ資源調査の記者発表をいたしました。調査結果は、今年も昨年に続きあまり良くないようでしたが、今後、資源は回復し、来年以降は良くなる見通しでした。

定置網漁業は、現在、小型マグロが多く入網し、漁業者は放流作業に苦勞されていますが、小型魚の増加は、資源回復の傾向が見られるということであり、今後のくろまぐろの漁獲枠が増える方向と聞いておりますので、それらを含め、京都の水産が、今後、良くなればと思っています。

今回も新型コロナウイルス感染症対策により、場所を広くとり、委員との間についてを設置しています。発言の際には、マイクの御使用をお願いします。

第4回京都海区漁業調整委員会を開催します。本日は、益田委員、池田委員、吉本委員の3名が欠席、出席委員は7名で、本委員会規定第6条により開催要件は満たしていることを報告します。ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

委員の皆様におかれましては、公私とも大変御多用の中、委員会に出席賜りまして心から感謝を申し上げます。ようやく新型コロナウイルス感染症も落ち着き、観光産業、飲食業などが活発化して水産物がたくさんみんなに食べていただけるようになったらと思っています。

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。狩野委員、石倉委員をお願いします。

議事に入ります。第1号議案、知事許可漁業における制限措置等について（諮問）を審議します。京都府から説明願います。

京 都 府

【第1号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長

只今の京都府からの説明に御意見、御質問等ありますか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長

自家用釣餌料びき網漁業は、釣餌になるエビを獲る漁業ですが、釣漁業の津田委員から何かありますか。

津田委員 私は、この漁業を行っていません。

葭矢会長 行っておられないのですね。他に発言はありませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 それでは、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨、答申しますが御異議ございませんか。

【異議なしの声】

葭矢会長 本議案は異議がない旨答申させていただきます。

第2号議案、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について審議をします。事務局から説明願います。

事務局 【第2号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 私からも説明しますと、本会からの要望のうち「太平洋クロマグロの資源管理について」は、他の海区と調整し書きぶりを変えています。「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」は、若干書きぶりを変えました。「沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について」は、前回のおりですが、御意見、御質問ありませんか。

川崎委員 繰り返し同じ要望を出していますが、ひとつも改善されないのが腹立たしいです。

葭矢会長 水産庁からの前年の要望に対する回答も資料にありますが、漁業者が百パーセント納得するような回答が得られていない印象をお持ちになられたということですね。

八木副会長 新しく委員になられ事情がわからない方もおられますので、私から京都府に聞きますが、大中型まき網漁業団体「中部日本海まき網漁業協議会」と「京都府の大中型まき網漁業との調整を考える会」との最近の状況を簡単に説明してもらえますか。

「中部日本海まき網漁業協議会」と「京都府の大中型まき網漁業との調整を考える会」との交渉の経過を聞かなければ、水産庁へ出すべき要望なのかわかりません。内容によっては、水産庁が当事者間の問題で関係ないと言うかもしれません。

この問題に関し、水産庁が間に入らなくても当事者間で話ができると感じますが。

葭矢会長 私も昔、この件に係わりましたが、しばらく離れ経過がわかりませ

ん。八木副会長の発言のように、まき網漁業団体と京都府の沿岸業者との間で話が積み上げの経過がありますので、京都府から説明願います。概略でいいです。

京 都 府  
宮 嶋 主 幹

前京都海区漁業調整委員会事務局次長として回答いたします。

「大中まき漁業との調整を考える会」は、府内の漁業者が集まり毎年開催していました。本会の趣旨は、大中型まき網漁業者団体に京都府の沿岸漁業者の要望を伝えていくことです。

本会からの主な要望は、まき網禁止ラインの際で、まぎらわしい操業をしないこと、2年ほど前に白石礁で本府の延縄漁船がまき網にまかれそうになったことがあり、安全に配慮するよう申し入れをしました。詳しい月までは忘れましたが、定置網のブリ入網時期に京都府沖での操業はやめてほしいとの要望をしました。

しかし、新型コロナウイルスまん延防止から、昨年と今年は、中部日本海まき網漁業協議会の総会が中止になり、2年ほど京都府沿岸漁業者の要望を伝えられていません。総会が中止になり、まき網漁業団体と話す機会がないこと、こちらにも新型コロナウイルスにより集まることを控え、考える会は開催していません。

これまでのまき網漁業団体からの回答では、紛らわしい操業はしないこと、安全に配慮することは了承されましたが、ブリ漁期の操業は、まき網漁業者も生活があるので操業自粛は難しいとの話があり了承されていません。

八木副会長

まき網漁業団体にブリ漁期の操業を控えて欲しいと協議をされていたのですね。時期、経過等を書かれた物を提示できませんか。

宮嶋主幹

このことは、昨年、漁業調整委員会で報告しています。

申しましたとおり、相手方の総会中止のため、こちらの幹事会も特に進展なく今年の要望はまとまっていません。

葭矢会長

京都府から説明がありましたが、こちらからは、まき網漁業団体に禁止ラインでの紛らわしい行為はしないこと、延縄漁業者が危険な目にあっていますので安全操業にさらに配慮するようことの要望は今後も続けてください。

ブリ漁期の操業の件は、今後も協議を重ね、昨年、今年は、相手の総会が中止になったことから、進展が若干なかったと感じますが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後は、関係団体と調整し、申し入れ、京都の沿岸漁業者の既得権益を守り、頑張っていたいただきますように京都府にお願いします。

他に発言はありませんか。

井谷事務局長

補足説明いたします。まき網漁業団体側からは「大中まき漁業との調整を考える会」の話を聞いてやっている感じで、向こうの総会にこ

ちらがお邪魔している雰囲気です。対等な立場ではありません。

まき網団体の総会が2年間中止になり、今後、話ができるのだろうか、また、対等な立場で話し会える場の設定を水産庁にお願いしようというのが趣旨です。

八木副会長

そんなことは、中部日本海まき網漁業協議会の会長に直接言ったらどうですか。協議会のメンバーが大勢集まらなくても、協議会事務局と会長の所に行き、話し合いの場の設定をお願いすればどうですか。

水産庁が間に入らなくても直接協議会に話し合いの場を作って欲しいと言えばできると思います。言うべきことは水産庁に伝え、どうでもいいことは水産庁に言わないほうがいいでしょう。極端に言うと、水産庁に何でも一から十まで何でも話を聞いて欲しいということではなく、現状の一番の問題は、中部日本海区、京都府の沿岸域において、こんな磯までまき網が操業できること、この問題解決に向けて水産庁に要望すればいいのではないのでしょうか。これが解決すれば、ほかは自動的に解決するのではないですか。

また、要望の議題ですが、京都府漁業者は、マグロ、定置の関係者が大勢いるため、このような3つの要望がでてきたと思います。このため、我々はこれら経過を理解し、委員会として要望をあげていかなければならないです。

一方、このブロック内の鳥取県には、まき網船団があり、鳥取県は、この件に関して調整する気はないのでしょうか。そんなの必要ないですよと言う姿勢じゃないですかね。ブロック内で意見がまとまらないのではないですか。他から見れば、日本海ブロックが沿岸のまき網の調整及び制限といっても足並みが揃っていない見方をされないようにと思います。

そもそも青森から山口まで漁業形態が異なるのにまとまることはないと思います。ブロック内で、秋田、山形、京都は、水揚げのワースト3です。また、京都は漁獲の大半が定置網漁業で、似た所とまとまり要望するのがいいと思います。皆一緒に要望するのはどうかと思います。

今後の要望の方法は、ブロックにこだわらず似た所でまとまって行ってほしいと思います。

太平洋クロマグロの資源管理は、文中のマグロの産卵期、産卵場をもう少し、具体的にしてもらった方がわかりやすいのではないかと思います。

葭矢会長

只今の八木副会長の意見に行政の方から何か意見ありますか。

井谷事務局長

八木副会長の意見はわかります。鳥取などまき網漁船のある県と京都では要望する立場が違いますが、全国漁業調整委員会連合会は、全国を3ブロック分け、日本海は日本海ブロックでグループ化され、これまでこの方法でやっていますのでここではこのやり方でしかたがないです。

一方で、国への要望は、漁業調整委員会ほか、行政の方で、日本海中西部水産主務課長の団体、京都府から単独で行っており、色々なチャンネル通じて皆さんの声を国の方へ届けていきたいと一生懸命やっております。これからも御協力お願いします。

葭矢会長 行政でも八木副会長のような意見、漁業者の熱い声をくみ上げて、国へ要望していくようお願いしたいと思います。

他に発言はありませんか。

狩野委員 八木副会長と同じ意見ですが、この辺りのまき網禁止ラインが 50 年以上も見直しされていないこと、要望に対する水産庁からの返答がないなか、漁具性能は良くなり、大中型まき網漁船は大型化し、沿岸漁業者は脅威に感じています。

まき網禁止ラインですが、長崎県を除いて、日本全体では沿岸から 8 海里若しくは 1 海里の区域制限をしており、その他の所は、現地で話し合わせ区域制限の調整がされています。しかし、京都府の場合、冠島が岩礁扱いされ、府沿岸は 3 海里で区域規制をし、沿岸から近い所でまき網が操業でき、定置漁業者は困っています。水産庁からの返答がないため、京都府では、制限の見直しのための話し合いが出来ない状況です。

このままでは、京都府の沿岸漁業はちょっとずつ潰れていく感じです。水産庁は食料の安定供給を掲げていますが、沖合漁業だけではなく沿岸漁業も守っていかないと、まき網漁船の大型化が進むなか沿岸漁業の経営は厳しく、まき網漁船の大型化の協議の場などで制限の見直しを交渉材料の引き替えするとか、攻めていかないとだめです。

葭矢会長 狩野委員からの意見がありましたが、行政の方で受け止めていただけましたか。

ありがとうございます。

他に発言はありませんか。

#### 【委員からの発言無し】

葭矢会長 他に発言がないようですので、日本海ブロック会議に提出する議題は、本日の意見も踏まえ会長と事務局で相談させていただいて各県と協議を図るということでよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声】

葭矢会長 異議がないようですので、会長と事務局で相談し、日本海ブロック

への提出し、結果は、次回以降の委員会で報告します。

以上 2 つの議案は終了しました。次に、報告事項を京都府からお願いいたします。

京 都 府

**【報告事項 資料に基づき説明】**

葭矢会長

只今の説明に御意見、御質問ありますか。

**【委員からの発言無し】**

葭矢会長

第一種共同漁業権で、「行使なし」と表にありますが、説明では、組合への出荷はないが、自家消費ほかをされていることがあり、聞き取りなどをすれば、漁業権を行使していることがあるということですか、表中の黒丸、四角等の記号は。

京 都 府  
水谷技師

組合からの報告でも、会長の発言のとおり状況があることを一部の漁業種類で聞いています。

全てを把握していませんが、聞き取り調査などでフォローすると漁業権を行使している実態があると思います。

葭矢会長

令和 3 年度からは新しい漁業法による法定の報告となり、今回の報告よりも細かい調査が行われ、精度の高いものが提出される理解でよろしいですか。

水谷技師

令和 3 年度からは、報告が任意ではなく義務になりますので、精度も高いものになると思います。

葭矢会長

ほかに御意見、御質問ありますか。

八木副会長

この資料は、漁業権者から京都府に報告のとおりのものでしょうか。府が報告を基に別途調査し修正等されたものですか。

水谷技師

漁業権者から京都府に報告された事項のすべてをそのまま報告しなければならないという規定はなく、そこまでは厳密に規定はされていなかったと思います。

八木委員

例えば、府が報告を見て疑問な点は関係者に聞き取り修正する。漁業権者は報告に実情を加えて報告することはしないのですか。

水谷技師

本件は、京都府は、基本的に漁業権者からの報告は正しく、実態を反映したものが提出されていると考えています。

しかし、この資料は次の漁業権の更新をする際に使用します。長い期間行使がないものは、更新の際に府から改めて聞き取りなどを行う

ことも考えています。

八木副会長  
葭矢会長

わかりました。  
表で行使されていない漁業種類の中には、行使されていないもの、組合へ出荷されていないが行使されているものがあることはわかりました。  
八木副会長の発言は、漁業権の更新に、私たちは、この資料を見て適否の判断をすることになるので、地元の話聞いて、正しく判断できる資料にしてほしいことだと思います。今後、資料のとりまとめについてよろしくお願いします。

水谷技師

漁業権を管理する漁業権者として組合に趣旨を十分伝え、しっかりと意見、実情を聞き取り報告するよう指導します。

葭矢会長

お願いします。そのほか何かございませんか。

葭矢会長

次の漁業権の免許更新は、令和6年1月1日で、共同漁業権も含まれ、10年に一度の一斉更新です。  
今期のこの委員で行っていきます。漁業法が改正され初めての免許更新です。新しい考え方で、本日の報告資料などを参考にして漁業権の決定をしていきます。よろしくお願いいたします。

他に、意見がないようですので委員会を終了いたします。

【閉 会 午後3:05】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員